

物価高騰対策賃上げ支援事業
運営業務

公募型プロポーザル審査要領

令和 6 年 12 月

岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室

この「公募型プロポーザル審査要領」（以下「審査要領」という。）は、岩手県が実施する「物価高騰対策賃上げ支援事業運営業務」（以下「本業務」という。）の受託候補者を選定するために行う業務提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

1 審査機関

- (1) 本業務に係る業務提案の審査は、公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において実施するものとする。
- (2) 審査委員会は、プロポーザル参加者（以下「参加者」という。）から提出された業務提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとする。

2 審査委員会の開催期日及び場所

- (1) 審査委員会の開催期日 令和7年1月22日(水)予定
※予備日 1月23日(木)予定
- (2) 開催場所 盛岡市内（岩手県庁舎を想定）
※ プレゼンテーションの開始時間及び開催場所については、別途通知する。
※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり25分間（説明15分/質疑応答10分）とする。

3 審査基準及び配点

配点は100点満点とし、審査項目、審査の観点及び配点は別紙のとおりとする。

4 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された業務提案書等及び参加者による審査委員会の場でのプレゼンテーションに基づいて行う。
- (2) 審査委員会の委員は、業務提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行う。
- (3) (2)の評点の合計に基づき、委員ごとに上位3者まで順位点（1位＝5点、2位＝3点、3位＝1点）を付け、審査委員会で合計した順位点の総得点により順位を付し、岩手県に報告する。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得た者を上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員会において合議のうえ、総合順位を決定するものとする。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において(1)のとおり審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価し、その旨を岩手県に報告するものとする。

【採点基準】

評 価	配点が 5 点の 項目	配点が 10 点 の項目	配点が 15 点 の項目	配点が 25 点 の項目
非常に優れている	5	10	15	25
優れている	4	8	12	20
問題はない（中位点）	3	6	9	15
やや問題がある （一部修正が必要）	2	4	6	10
問題がある （大幅な修正が必要）	1	2	3	5
採用できない	0	0	0	0

5 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で郵送により通知する。

【別 紙】

審査基準及び配点

審査項目		審査の観点	配点	
1	業務の趣旨、内容の理解度	・業務の趣旨や目的、内容を理解した提案内容となっているか。	5	
2	業務提案内容	(1) 相談対応に関する業務	・円滑な相談対応を実施する窓口（コールセンター）の設置が可能な内容か。 ・事業内容を理解し、問合せに対して適切に対応できる内容か。	10
		(2) 申請受付・審査に関する業務	・申請の受付を円滑に実施できる内容か。 ・申請書類の審査を適切に実施できる内容か。 ・県の確認を円滑に実施できる内容か。	25
		(3) 支出に関する業務	・支援金の支払いに関して、適切に支出処理できる内容か。	10
		(4) 広報に関する業務	・広くかつ効果的に事業の周知を図れる内容か。	10
3	業務遂行能力	(1) 実施体制	・業務遂行の実施体制は適切か。 ・個人情報や業務上知りえた情報の管理、漏洩対策及び報告が適切になされる内容か。	10
		(2) スケジュール	・業務の実施スケジュールが適切に組まれているか。	10
		(3) 受注実績	・同種業務の受託実績は十分なものか。 ・貸金台帳や雇用契約書の確認など、労務に関わる業務を受託した実績があるか。	15
4	経費	・所要経費の明細が明らかで、妥当性があるか。 ・上限額以内で、効果的な費用配分になっているか。 ※委託予定金額の上限を上回る場合や著しく妥当性を欠く場合は失格とする。	5	
合計			100	